○総務省告示第百九十九号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十二条第一号イの規定に基づき、平成二十年総務省告示第二百四十六号（地方道路公社に係る収入見込額及び支出見込額の算定の基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

総務大臣　鳩山　邦夫

第一条中「収入実績額」を「収入実績額（地方公共団体から交付された補助金等の実績額を除く。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。